

# 令和3年第1回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和3年3月12日 午前9時30分開議

- 議長 おはようございます。  
本日、令和3年第1回定例会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。
- 々 ただいまの出席議員数は9名であります。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
- 々 これより、令和3年第1回川本町議会定例会を開会いたします。
- 々 それではただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。
- 々 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、7番植田議員、8番片岡議員を指名いたします。
- 々 日程第2「会期の決定」の件を議題といたします。  
本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。  
その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」(案)のとおり、本日12日から18日までの7日間とし、本日は諸般の報告、町長施政方針、議案の提案並びに提案理由の説明、全体審議の質疑、日程第29「議案第28号」の1議案については、討論・採決までを行い、続いて続いて予算特別委員会の設置、委員会付託を行います。
- 々 本会議終了後、引き続き全員協議会を開催し、終了後に大会議室にて議会運営委員会を開催をいたします。議会運営委員会終了後に、産建町民常任委員会を開催する予定としております。
- 々 また、後ほど「日程第30」において、皆さんにお諮りをし、予算特別委員会を設置する予定ですが、15日からは、予算特別委員会に付託される予算の審査を行い16日まで開催予定としております。
- 々 17日は午前9時00分より一般質問を行い、一般質問終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。

議 長 最終日の18日は、午後1時30分より本会議を開いて、委員長報告並びに討論、そして採決を予定しております。

々 以上、この予定表（案）のとおり決定することに、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。

々 よって、本定例会の会期は、本日12日から18日までの、7日間とすることに「決定」いたしました。

々 なお、一般質問の通告期限は、本日の午後1時までとしておりますので申し上げます。

々 お諮りいたします。  
本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。

これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」いたしました。

々 続きまして、日程第3「諸般の報告」を行ないます。  
議長としての報告事項は、お手元に配付しております「議長報告・議員派遣の件」のとおりですので、ご覧をいただきたいと思います。

々 以上で「諸般の報告」を終わります。

々 日程第4「町長施政方針」を行ないます。番外野坂町長。

番外 令和3年第1回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

々 定例議会開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に臨む私の基本的な考え方を申し上げ、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

番外  
野坂町長

はじめに、新型コロナウイルス感染症、これは、以下、「感染症」と述べさせていただきます。この対策について申し上げます。

昨秋から、首都圏、関西圏を中心に再び感染が拡大し、医療提供体制がひっ迫する地域が生じたことから、年頭に11都府県を対象に、政府から発出されました緊急事態宣言は、首都圏の1都3県を対象に3月21日まで延長され、依然としてその収束は見通せない状況にあります。

こうした中、昨年より引き続きまして、予防対策の徹底と事業の縮小などに、多大なご理解ご協力をいただいております皆様、心から感謝を申し上げます

政府は、ワクチンにつきまして、2月中旬から、医療従事者向けの先行接種を開始いたしました。

町民の皆様向けには、多くの方々が掛り付け医として頼っておられます、社会医療法人仁寿会・加藤病院による個別接種とする方向とし、4月下旬には、高齢者の方々から開始できるよう、接種券の送付をはじめ円滑なワクチン接種となるよう努めてまいります。

町としましては、優先して取り組んでまいりました新型コロナ対策として、第4次となる今年度の補正予算に、道の駅における感染症対策に必要な費用を、さらに、令和3年度の当初予算には、依然として感染症の影響を受け続けている、事業所への補助事業の実施に必要な費用を、計上しております。

今後も、全国の感染状況等を注視し、国・県の措置や指導のもと、地域医療機関と緊密に連携を図りながら、感染拡大の防止、地域経済の回復などに全力で取り組んでまいります。

々

次に、治水対策について申し上げます。

昨年来、この大きな懸案の早期実現に向けまして、あらゆる機会を捉え、そして様々なルートを通じて、国や県へ強固に働き掛けてまいりました。

国におきましては、昨年12月に、事業規模15兆円程度となる、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、既に成立した、今年度の第3次補正予算を含めた15か月予算として、現在、開会中の通常国会で、令和3年度予算が審議されております。

また、県におきましても、現行の「江の川水系下流支川域河川整備計画」に矢谷川を追加して整備するための調査費が、令和3年度予算に盛り込まれ、現在、開会中の県議会で審議されております。

こうした国や県による新たな動きのもとで、瀬尻・久料谷地区におきましては、2月17日に、国の浜田河川国道事務所とともに、整備方法に関する地元説明会を開催し、谷地区におきましては、県にも入っていただき、2月26日に開催したところです。

今後は、今年度、本町も参画して進められた「江の川水系流域治水協議会」

番外  
野坂町長

での議論を踏まえ、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の進め方として、中国地方整備局が、打ち出されようとしています「河川整備とまちづくりの一体的推進」との考え方にに基づき、地元協議会をはじめとする、関係者の皆様のご意見を伺いながら、国及び県と緊密に連携して計画を固め、早期の事業化に向けて取り組んでまいります。

々

次に、次期「総合計画兼総合戦略」について申し上げます。

次期「総合計画兼総合戦略」につきましては、これまで「素案」をお示しし、議会、策定委員会、各種団体との意見交換や、町民の皆さまからの意見募集（パブリックコメント）などにより、様々なご意見をいただきました。今議会では、こうした意見も参考にして、取りまとめました最終案をお示しすることとしております。

目指すべきまちづくりの将来像を「たすけあい・支えあう中で、自分らしく暮らし続けられるまち」とし、人口減少対策をはじめとする、施策の推進に向けた羅針盤としたいと存じます。

々

それでは、提出いたしました令和3年度当初予算の概要について申し上げます。

次期「総合計画兼総合戦略」による、人口減少対策として取り組むべき事業について、重点的に盛り込んだところでございます。

一般会計当初予算額は、41億8,325万1千円となり、前年度と比較すると、8,382万8千円、2.0%の増額となっております。主な増額の要因は、令和3年度にピークを迎える新可燃ごみ共同処理施設整備事業に係る負担金6,240万7千円の増や、国の臨時交付金を活用して実施する、感染症により影響を受けている事業所等への支援補助金2,000万円の皆増、ワクチン接種事業費1,298万6千円の皆増等となっております。

また、主な減額の要因は、定住促進住宅整備事業費6,245万2千円の皆減等により、普通建設事業費の総額が5,270万3千円の減額となっております。国民健康保険事業、後期高齢者医療、簡易水道事業及び農業集落排水処理事業の特別会計の総額は、8億8,578万3千円で、対前年度比で2,173万6千円、2.5%の増額となっております。

々

それでは、次期「総合計画兼総合戦略」に掲げようとしております4本の基本目標に基づき、主要な施策につきまして、順次ご説明申し上げます。

々

まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、小さな拠点づくりについて申し上げます。

次期「総合計画兼総合戦略」の基本方針に掲げた「住み慣れた地域の暮ら

番外  
野坂町長

しを維持するために、持続可能な地域運営・たすけあいの仕組みづくり」の実現に向け、各地域の特性や目指す方向性を取りまとめた「地区別構想」をもとに事業を展開します。住民主体の地区の将来ビジョンや活動計画づくりの立案、集いの場づくりなどの具体的な活動につなげていくために、地域での話し合い活動を進めてまいります。

々 次は、地域福祉の推進について申し上げます。  
令和3年1月末の生活保護受給者の割合は、前年同期と比較して1.48減少し、6.06パーミルとなっており、県の保護率8.21パーミルを下回っております。今後も、福祉事務所を中心に、自立支援へ向けた相談窓口である社会福祉協議会などの関係機関と連携して、様々な事情により生活困窮となられた方々に寄り添いながら、セーフティネットとしての役割を果たしてまいります。

々 次は、高齢者福祉について申し上げます。  
令和5年度までを目途とした、第8期「邑智郡介護保険事業計画」及び「川本町老人福祉計画」がスタートすることから、「地域で高齢者を支える地域共生社会の創造」の基本理念のもと、地域包括ケアシステムの推進など、各基本方針に沿った施策を実施してまいります。  
今後も、住民主体の通いの場を通じて高齢者の元気づくりにつながるよう、サロンの開設支援などの、介護予防事業を推進してまいります。

々 次は、障がい福祉について申し上げます。  
令和5年度までを目途とした、第6期「障がい福祉計画」・第2期「障がい児福祉計画」の初年度となり、「ノーマライゼーション」の理念のもと、自立した暮らしと地域における様々な活動への参加を図ることを基本として、障がいの種別や程度に関係なく福祉サービスを利用できるよう、谷間のない支援を行ってまいります。

々 次は、国民健康保険について申し上げます。  
一人当たり医療費が、依然として高い状況が続いていることから、引き続き、生活習慣病対策や健診受診率の向上に取り組んでまいります。  
今後も、医療機関と連携した、ハイリスク者への重症化予防や、重複多受診者への適切な受診促進、ジェネリック医薬品の普及啓発等により、医療費の適正化に努めてまいります。

々 次は、交通対策について申し上げます。  
小さな拠点づくりの取り組みに併せて、現行の対策の効果検証を行ったうえで、より使いやすい公共交通体系の構築に向けて、検討してまいります。  
島根中央高校への通学費の全額助成を継続するなど、引き続き、運行事業者

番外  
野坂町長

と連携し、地域間を繋ぐ公共交通環境が維持できるよう支援してまいります。

々

次に、定住促進住宅の整備について申し上げます。

感染症の全国的な拡大を鑑み、延期しております因原地区への2棟の建設につきましては、入居者を広く都市部から募集するにあたり、必要十分な社会経済情勢となるのを見極めてから、着手したいと考えております。

々

次に、住まいづくり応援事業について申し上げます。

引き続き、住環境の充実に向けて、新築や中古住宅の取得や改修、民間事業者による住宅建設なども支援してまいります。

々

つづいて、「暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、農業と農村の振興について申し上げます。

三原地域では、ドローンを活用した農作業の省力化に向けて、3つの集落営農法人の連携が進んでおり、地域の農業や農地を守る新たな動きとして、支援してまいります。また、農業経営体の安定化を支援し、遊休農地の活用を促進してまいります。

々

次に、担い手の確保について申し上げます。

農業や農作業の受け手を取り巻く経営上の課題解決や産地を維持していくため、多様な担い手の確保と育成を図ってまいります。

また、中核となる認定農業者や集落営農組織などに対して、経営が安定化し、業務が効率化・高度化されるよう、農地の流動化を促進し、設備導入を支援してまいります。

さらに、地域おこし協力隊をはじめとする、U・Iターン者の受け入れに向けましては、就農の基盤となる住家や農地などの条件整備が不可欠であり、地域や研修の受け入れ団体、及び農林大学校などの関係機関との連携を強化してまいります。

々

次に、特産品の振興について申し上げます。

エゴマへの生産助成を継続し、本町の特色を活かした農産物として、一層振興してまいります。

また、新たな園芸品目として、JA島根おおち地区本部と連携して、有害鳥獣の被害が少なく、高齢者でも比較的取り組みやすいピーマンの生産を、奨励してまいります。

々

次に、安心・安全な農産物の生産について申し上げます。

売れる米作りとしての特別栽培米の推進と、新たに、有機堆肥を活用した

番外  
野坂町長

土づくりとして、稲作への施用を支援するとともに、竹堆肥の活用促進や環境保全型農業直接支払の拡大などを支援してまいります。

々

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

防御と捕獲、追い払いをバランス良く実施することで、鳥獣被害から農地を守り、安心して農業を行える環境づくりと防御対策を支援してまいります。また、引き続き、県や町猟友会などの協力を得ながら、駆除対策を進めていくとともに、新規狩猟免許の取得を支援してまいります。

々

次に、畜産の振興について申し上げます。

昨年の値下がりから回復した子牛の市場価格は、高値で推移し、郡内の畜産農家数・飼養頭数とも、維持もしくは増加傾向にあることから、繁殖雌牛の更新助成や予防接種の補助など、畜産経営の安定化や強化を進めてまいります。

また、令和4年度には、鹿児島県で全国和牛能力共進会が開催されることから、郡内連携して、候補牛の育成を支援してまいります。

々

次に、林業の振興について申し上げます。

管理の不十分な私有林の施業意欲の向上を目的として、森林環境譲与税を活用した、下刈、除伐、枝打ちなどの所有者負担の軽減に加えて、新たに、再造林への補助や、施業の効率化のための作業道整備を支援してまいります。

また、担い手対策としては、伐採や搬出作業の講習会を実施するとともに、林業事業者の従事者確保を支援してまいります。

さらに、円山の広葉樹林を再生させる森づくりや、集落や道路周辺の里山林の整備を支援してまいります。

々

次に、商工業の振興について申し上げます。

しまね産業振興財団などの関係機関と連携した経営改善に向けた助言などにより、商店街の賑わいの復活や生活支援サービスの維持につながる、事業の転換・拡大や新たな取り組みを支援してまいります。

また、地域おこし協力隊などの、起業にチャレンジする人材の確保や、事業承継・空き店舗活用を促進してまいります。

々

次に、観光の振興について申し上げます。

新たに、県や邑智郡広域振興財団などと連携して、郡内の魅力を活かした観光コンテンツやイメージ発信、町有施設を活用する学生等の合宿誘致に取り組んでまいります。

また、旧JR三江線跡地や江の川などの地域の資源や文化を活用することにより、観光交流を支える人づくり、それに携わる事業所の支援や交流人口の拡大を図ります。

番外  
野坂町長

さらに、観光協会を中心として、宿泊施設や飲食店などとも連携し、ホームページやSNSを活用して、本町の魅力を発信し、施設や事業所の活用を促進してまいります。

々

次に、交流施設等の運営について申し上げます。

令和3年度から一体的に運営することとした、湯谷温泉弥山荘、悠湯プラザ、農村公園笹遊里が、相互連携によるイベント実施や、新たな活用方法の提案などにより、訪れる方々にとって、魅力ある施設となるよう目指してまいります。

また、町内製品の販売拠点である、道の駅インフォメーションセンターかわもとの、更なるPRの展開、地元野菜の充実などに取り組んでまいります。

々

次に、地域活性化組織の統合について申し上げます。

これまで、移住・定住業務を担ってきた「かわもと暮らし情報センター」と、観光業務等を担ってきた「地域活性化センターかわもと」の2つの組織を発展的に統合いたします。それぞれの組織が行っていた活動や情報を一体的に共有した上で、移住・定住や観光などを促進することにより、交流・関係人口の一層の拡大を図り、次期「総合計画兼総合戦略」における、新しい人の流れづくりの推進母体となるよう目指してまいります。

また、地域の担い手を確保する「特定地域づくり事業」の導入を検討してまいります。

々

次に、誘致企業との連携について申し上げます。

誘致企業及び地域と連携して、引き続き、桜植栽に取り組み、町民の皆様への憩いの場の提供や、将来の観光誘客につなげてまいります。

また、地域型テレワーク促進支援機関としての今後の成長への期待から、このたび、「かわもとテレワークスペース・OTOOLaVo（オトラボ）」を運営する「有限会社W i l l さんいん」が、一般社団法人日本テレワーク協会から「テレワーク推進賞」の奨励賞を受賞されました。県内の企業がこの推進賞を受賞するのは、はじめてのことです。町内に立地いただいている企業による、こうした提案や経営資源を活かして、サテライト・オフィスの誘致など、ポストコロナを見据えた地方への回帰の流れを呼び込んでまいります。

々

次に、雇用対策について申し上げます。

県の人材確保コーディネーターと連携した、企業説明会の実施などにより、誘致企業による雇用の増加に向けて、支援してまいります。

また、ハローワーク、おおちさくらえ地域雇用促進協議会の会員企業と連携して、合同の就業相談を実施し、地域での雇用の増加を支援してまいります。



番外  
野坂町長

つづいて、「子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、出産・子育て支援について申し上げます。

昨年、高校生までに拡充した医療費の無償化などにより、継続して、子育て世代の経済的負担軽減を実施してまいります。

また、不妊治療に対する助成制度を拡充し、新たに不育症治療への助成や、絵本の読み聞かせをとおして、親子のコミュニケーションと豊かな想像力を育てていただくための「つながる絵本お届け事業」を実施することにより、安心して生み育てる環境づくりを進めてまいります。

さらに、地域全体・全ての世代で、子育てに関わっていける環境づくりを目指した仕組みや体制構築に向けて、民間子育てグループ等と連携し検討してまいります。

々

次に、第2期「教育振興基本計画」について申し上げます。

国においては、学習指導要領の改訂や、第3期「教育振興基本計画」の策定、保育所保育指針の大幅な改定などにより、これからの教育の在り方が、大きく見直されてきました。また、県においては、「しまね教育魅力化ビジョン」が策定され、島根らしい教育の在り方と方向性が示されています。

このたび策定する第2期「教育振興基本計画」では、こうした国や県の動向を踏まえて、令和7年度までを目途として、「ふるさとを愛し 未来に羽ばたく 心豊かな人づくり」を基本理念に、取り組むべき課題、施策の方向性を示し、目標の実現を目指してまいります。

々

次に、学校教育について申し上げます。

新学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、小・中学校での「学び合い」による授業改善の取り組みを継続し、友達との関係性の構築や、児童生徒の学習に対する意欲、探究心の向上を目指します。

また、公教育の大きな使命の一つである「全ての子どもたちの学びを保障する」視点から、個に応じた学習や生活支援を継続的に実施するための人員を配置するとともに、小さな学校という本町ならではの長を活かして、きめ細やかな環境づくりを進めてまいります。

々

次に、教育環境の整備について申し上げます。

引き続き、電子黒板やタブレット端末などの、ICT機器を活用した学習環境の整備に取り組んでまいります。

また、建設から40年以上が経過し、老朽化が進んでいる小・中学校につきましては、長期的な視野のもとで、機能を含めた新たな学校施設の必要性等について、関係者による協議を進めていくべき段階に来ているものと考えております。

番外  
野坂町長

一方で、このことが実現するまでの間、とりわけ安全性の確保の観点や、環境変化に対応するための修繕が不可欠となることから、令和3年度においては、大規模改修を前提とした基礎調査を実施するとともに、中学校のトイレを洋式化し、屋体の屋根を改修いたします。

々

次に、社会教育について申し上げます。

町民の皆様一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送ることを目指して参加できる、多様な学習機会の拡充や、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。それぞれの個性と社会性を活かしながら、学習ニーズに応じた事業の実施に努めてまいります。

々

次に、人権・同和教育について申し上げます。

一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい町づくりを目指し、学校との一層の連携や、公民館活動等における研修機会を充実し、意識の高揚を図るための啓発活動を推進してまいります。

また、昨年11月に実施した町民意識調査をもとに、「人権教育・啓発推進基本計画」を改定してまいります。

々

次に、公民館活動について申し上げます。

身近な学びの場として、様々な学習機会を提供し、より良い地域づくりや人づくりの拠点として、地域の方々と協働して活動してまいります。

また、多くの町民の皆様は、こうした活動にご参加いただけるよう、出前講座等も実施してまいります。

々

次に、読書活動の推進について申し上げます。

各世代が読書に親しむ環境づくりと、多様な学習要望に応えるため、図書館の充実や、読み聞かせボランティア育成に取り組むと同時に、地域での読書機会の拡充など、普及啓発活動に努めてまいります。

また、図書館内の感染症対策を徹底し、利用される方々へのサービス向上に努めてまいります。

々

次に、ふるさと教育の推進について申し上げます。

ふるさとに愛着と誇りを持つ、心豊かでたくましい子どもを育み、地域へ貢献し、地域を大切にすることを培っていくことを目的に、取り組みを継続いたします。

また、新たに、町の歴史や自然などを学ぶ地域教材として、「ふるさとカルタ」を制作するなどして、子どもから大人までを対象とした、ふるさと教育の機会を創出してまいります。

々

次に、スポーツ振興について申し上げます。

番外  
野坂町長

かわもとスポーツクラブなどの関係団体の活動を支援し、イベント等を開催するほか、ニュースポーツや軽スポーツなどの普及に取り組み、地域や福祉事業所などと連携して、生涯を通じて幅広い世代が、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりに、取り組んでまいります。

また、既存の拠点施設を適切に維持管理し、計画的に修繕することにより、将来にわたり活用できるよう努めてまいります。

々

次に、文化振興について申し上げます。

コロナ禍にあって、悠呂ふるさと会館の事業の縮小などが、今しばらく続くことが予想されますが、感染症対策には万全を期し、安心してご利用いただくための環境整備に努めてまいります。

また、今後は、会館の優れた音響機能や照明設備等を、新たな活用プランの提案を伴って広報することにより、ニーズの掘り起こしと、利用を促進してまいります。

々

次に、文化財保護について申し上げます。

このたび、かねてから取り組んでまいりました「中世・石見小笠原氏史料集」が完成いたしました。多くの方々がこの史料集を活用されることにより、郷土史についての認識と誇りが高まることが期待されます。感染症の今後の動向を踏まえ、しかるべき時期に、発刊記念の講演会を企画することとしております。

今後も、文化財の適切な保護・調査と整備、活用を図り、町の歴史や自然などを学ぶ機会の創出に努めてまいります。

々

次に、高校支援について申し上げます。

感染症の拡大は、生徒募集活動にも大きな影響を与え、これまで、東京・大阪などの都市部で開催していた学校説明会等は全て中止となり、新たな募集手法を模索せねばならない、大変厳しい状況となりました。

こうした中、インターネットを活用したオンラインによる学校説明会や個別相談会を開催することにより、現地では出来なくても、島根中央高校の魅力を広く発信する、新たなPR方法を確立できました。令和3年度は、感染症の状況を注視しながら、現地やオンラインでの説明により、広く情報発信してまいります。

また、県教育委員会による、地域と一体となって子どもたちを育むことを目的とした協働体制「高校魅力化コンソーシアム」の早期創設に向けた準備に、町として参画しております。

さらに、男子野球部の監督に復帰されることとなった新田均氏に、新たに、町の高校魅力化推進コーディネーターに、就任いただくことといたしました。男女の野球部の活動の一層の魅力化支援に加えて、新田氏が培って来られた人的ネットワークを、将来を担う人材育成等にも活かせるよう、高校支援を

番外  
野坂町長

強化してまいります。

々 つづいて、「すべての住民が、安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、防災・消防について申し上げます。  
今年度作成しました、洪水による浸水や、土砂災害に備えるためのハザードマップをもとに、ご自宅の周辺環境を把握していただくとともに、避難行などに結びつけていただきたいと考えております。

また、啓発活動に一層力を入れるとともに、感染症対策も考慮した避難訓練などを継続的に実施し、消防団や自主防災組織と緊密に連携して、防災・減災対策を推進してまいります。

さらに、装備品の充実を図りながら、消防団員の加入を促進してまいります。

々 次に、地域情報対策について申し上げます。  
「まげなねっと」による有線テレビ放送におきましては、日々の暮らしに関する番組や情報だけでなく、災害や緊急時における情報収集ツールとしてもご覧いただけるよう、放送の充実を図ってまいります。

々 次に、公営住宅等の維持管理について申し上げます。  
国の交付金を活用し、老朽化が進む団地の屋上防水や、戸別改善を実施します。

また、新たに策定する次期「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化に資する改善と維持管理を行ってまいります。

々 次に、道路整備について申し上げます。  
はじめに、町道事業について申し上げます。  
三原古市線につきましましては、引き続き、残土処理場を整備します。中倉日向線につきましましては、残土処理場を整備し、令和3年度内の供用開始を予定しております。田原絵堂線につきましましては、三原、勝田谷橋(かちただにばし)付近から約820m間の、道路改良に向けた測量設計業務を行います。

点検が義務付けられている橋梁につきましましては、引き続き、点検及び修繕を行います。

防災・減災事業につきましましては、下因原線の落石対策工事、柿木原線の落石対策に向けた調査設計業務を行います。

々 次に、県事業について申し上げます。  
主要地方道川本波多線の、多田から美郷町港間の改良事業については、トンネル前後の舗装工事が行われる予定です。

番外  
野坂町長

川本大橋につきましては、修繕工事が行われ、川本側の歩道拡幅は、舗装工事が行われます。

一般県道川本大家線の改良工事は、谷戸工区三俣側バイパス区間の工事が実施され、令和3年内に供用開始される予定です。

主要地方道温泉津川本線の改良工事は、田原地内の用地補償及び道路工事が行われます。

災害防除については、主要地方道仁摩邑南線、川内地内において、落石対策工事が行われます。

々 次に、河川整備について申し上げます。

濁川の堤防補強工事及び陸閘門撤去が6月末、濁川堤防天端(てんば)舗装が8月末と、それぞれの完成予定に向けて、引き続き、工事が行われます。

々 次に、砂防・治山・地すべり対策について申し上げます。

県営砂防事業については、久座仁地内の上三宅谷で行われる本堤打設工事が、10月末に完成予定となっております。

県営地すべり対策事業については、新たに、川本第3期地区の全体実施計画が策定されます。

々 次に、農業耕作条件の改善について申し上げます。

農地集積・集約化を目的として、三原・因原地区で区画整理工事を行います。

々 次に、農業水路等長寿命化・防災減災について申し上げます。

令和元年度に再指定を行った防災重点ため池2箇所のうち、1箇所の修繕を行います。

々 次に、簡易水道について申し上げます。

施設改良工事として、県道別府川本線、因原地内の水道管布設工事を行います。

々 次に、生活排水処理対策について申し上げます。

集落排水整備地区を除く町内全域を対象として、国の事業に町が上乘せして推進している合併浄化槽設置に対する補助を、継続して行います。

々 次に、環境衛生について申し上げます。

スマートフォンやタブレット端末で、ごみの収集日や分別方法等を無料でお知らせする「川本ごみ分別アプリ」は、配信から2年が経過し、2月末の利用登録は345件となっております。今後も分別の徹底を周知し、ごみの減量化を進めてまいります。

番外  
野坂町長

また、邑智郡総合事務組合が整備を進めております、新可燃ごみ共同処理施設及び最終処分場施設につきましては、令和4年4月から供用開始される予定です。

々 つづいて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。

々 はじめに、財政基盤の確立について申し上げます。  
本町が、将来にわたり持続的かつ安定的に行政運営をしていくためには、財政基盤の強化が不可欠であります。

令和元年度決算において、健全化判断比率とされる将来負担比率及び実質公債費比率は、県内自治体の中でも優良な数値となっておりますが、近年の大規模事業に伴う地方債借入の影響により、今後は数値が上昇する見込みです。

令和3年度以降には、新可燃ごみ共同処理施設整備事業がピークを迎えるほか、公立邑智病院建設改良事業が本格化するなど、大きな費用負担が必要となっております。

限られた財源の中で、次期「総合計画兼総合戦略」に基づく事業を着実に実施し、戦略目標を達成するために、今後も気を緩めることなく、さらなる財政健全化を進めてまいります。

々 次に、公共施設の維持管理について申し上げます。  
昨年度導入した管理システムを活用し、公共施設等総合管理計画に基づいて、建物施設の総床面積の縮減などに取り組むこととしており、緊急度や重要度等を勘案しながら、修繕してまいります。

々 次に、行政情報システムの標準化・共通化について申し上げます。  
昨年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、地方自治体は、基幹系17業務の標準仕様書に準拠したシステムを、令和4年度から順次、住民記録、令和5年度に地方税、令和6年度には、福祉その他について導入し、令和7年度までに予定する業務を移行する、という方針が示されました。

今後、地方自治体は、こうしたシステムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化などに、重点的に取り組んでいくことが求められてまいります。

町としましては、この動きへの対応方策等を検討するため、このたび、邑智郡総合事務組合情報システム課が事務局となり、郡内3町の情報化・基幹業務担当者等で構成しようとしているプロジェクトチームに参画することにより、今後、必要な措置を検討し、推進してまいります。

々 次に、町税等の賦課・収納事務について申し上げます。

番外  
野坂町長

適正かつ公平な課税を行い、税に対する信頼や理解を高めるとともに、滞納整理等を進めながら、税収の安定確保を図ることが極めて重要であります。研修等によりスキルアップに努め、相互併任制度を活用し、県と連携して収入未済額の縮減に努めてまいります。

また、コンビニ納付やスマートフォン決済アプリを導入し、納税者の利便性向上を図ってまいります。

々

次に、ふるさと納税について申し上げます。

今年度のふるさと納税寄附額は、2月末時点で2,206万円と、昨年を741万円上回る結果となっております。

寄付額増に向け、町産品を活用したバリエーションや返礼品の開発を行うとともに、ガバメントクラウドファンディングを活用した、町の課題解決のための取り組みも進めてまいります。

々

次に、選挙事務について申し上げます。

10月21日に任期満了を迎える、衆議院議員総選挙が予定されており、法令等の遵守に努め、適正で円滑な選挙事務を執行してまいります。

々

次に、窓口おもてなしについて申し上げます。

令和2年度は2月末現在、転入122件、婚姻5件、出生17件となっております。

転入時には、四季の風景などを写し込んだ「川本魅力ポストカード」、出生記念には、お子様の誕生日や名前などを記した手作りの「木製プレート」などをお渡ししており、好評をいただいております。

窓口対応においては、行政サービスの根幹である、明るい挨拶や丁寧でわかりやすい説明など、接客意識を一層高め対応してまいります。

々

次に、広聴・広報について申し上げます。

町民の皆様との意見交換会を始め、様々な機会を捉えて、広聴に取り組んでおりますが、より幅広く多くの皆様の声をいただけるよう、ホームページやSNSの活用を積極的に進めてまいります。また、広報紙の充実を図るとともに、行政情報をはじめ多様な情報を広く提供できるよう、より効果的な広報手法を検討し、情報発信してまいります。

々

以上、令和3年度における町政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

議会や町民の皆様から、ご意見をうかがいながら、全力をあげて取り組んでまいります。

引き続き、町政運営へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番外  
野坂町長 今定例会に提案しました案件は、条例案件 5 件、予算案件 7 件、その他案件 13 件であります。

後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

議 長 以上で、「町長施政方針」を終わります。

々 ところで暫時休憩いたします。再開は、午前 10 時 30 分より行います。  
(午前 10 時 18 分)

々 会議を再開いたします。 (午前 10 時 30 分)

々 お諮りいたします。

この際「日程第 5、議案第 4 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、「日程第 28、議案第 27 号、工事請負変更契約の締結について」までを、一括議題にしたいと思っております、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」いたしました。

々 執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略をいたします。

それでは、執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々 はじめに、「日程第 5、議案第 4 号」についての説明を求めます。

番外左田野総務財政課長。

番外左田野  
総務財政課  
長 「議案第 4 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。

職員の特務手当に関する条例では、職員が新型コロナウイルス感染症に関する感染症防疫作業に従事した場合、特務手当を支払うことを定めておりますが、このたび法律改正に伴い条例の改正を行うものでございます。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。

この条例においては、新型コロナウイルスの感染症の定義として、国の政令を引用しております。ところが、今国会に提出された新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律で、政令等で新型コロナウイルス感染症の定義として引用された、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特例を定めている附則を削る改正が行われました。そのため、政令等におい



番外左田野  
総務財政課  
長

て、引用する形ではなく、定義を具体的に書き下ろす形に改める改正が行われましたので、この条例につきましても、同様の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、「日程第6、議案第5号」について説明を求めます。  
番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上ま  
ちづくり推  
進課長

それでは、「議案第5号、川本町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

3ページの説明資料をご覧ください。

「改正理由」及び「改正の概要」につきましては、光通信サービス加入者が、その都合により引き込み施設の場所を変更する際に発生する工事費は町が支払い、加入者は一部を負担金として納めることとしておりますが、自己都合による工事費については、加入者が全額負担することに変更するものであります。

3につきましては、現行工事費とそれに伴う加入者の負担金を示しております。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、「日程第7、議案第6号」について説明を求めます。  
番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健  
康福祉課長

「議案第6号、川本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。

この議案は本条例の附則で定めている新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に係る部分について、法律改正に伴い条例の改正を行うものです。

2ページ目の新旧対照表で説明いたします。

附則第5項におきまして、先ほどの議案第4号と同様、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、傷病手当金の対象となる新型コロナウイルス感染症の定義規定として引用している規定部分が改廃されたことに伴い、条例に直接定義するため改正を行うものです。

なお、施行については公布の日からとしております。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

次に、「日程第8、議案第7号」について説明を求めます。  
番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産  
業振興課長

「議案第7号、川本町高齢者・若者活性化施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、説明いたします。

この議案は、「川本町高齢者・若者活性化施設の設置及び管理に関する条例」を廃止するものでございます。

提案理由でございますが、当該施設である、「三谷地区農産物処理加工施設」に係る指定管理者制度を廃止し、普通財産にて管理を行いたいため、当該施設の設置及び管理に関する条例を廃止する必要があるためです。

この施設は、今後、利用者との賃貸借により管理を行うこととしております。このことによりまして地域活動や、農産活動の停滞を招くものではございません。

次のページに条例案を添付しております。

なお、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、「日程第9、議案第8号」について説明を求めます。  
番外坂根教育課長。

番外坂根教  
育課長

「議案第8号、川本町民体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

2ページ目の新旧対照表をご覧ください。

この条例では、川本町民体育館の所在地が「大字川本2297番地19」となっておりますが、現在は「大字川本230番地1」となっておりますので、地番の表示を改めるものでございます。

地番の相違が判明した経緯でございますが、昨年11月強風による倒木で町民体育館の屋根が一部破損するということがございました。自然災害によるものとして、共済金の支給手続きをする中で、条例上の地番と登記上の地番とが異なることに気づいたものでございます。登記の記録を遡りますと、合筆や分筆を経て、平成13年7月以降、現在の地番となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、「日程第10、議案第9号」について説明を求めます。  
番外左田野総務財政課長。

番外左田野  
総務財政課  
長

「議案第9号、令和2年度川本町一般会計補正予算（第10号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20,748千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,981,581千円とするものでございます。

今回の補正の主な内容としましては、事業費の確定などに伴う歳入歳出の

番外左田野  
総務財政課  
長

予算の補正と、明許繰越費の設定、債務負担行為の設定でございます。  
歳入歳出の予算の補正につきましては、16ページの説明資料をご覧ください。

事業の確定に伴う予算の補正を、それぞれの款・項などに計上させていただいております。ここでの説明は、それ以外の項目について説明させていただきます。

歳出では、新型コロナウイルス感染症の事業のうち、6款の農林水産業費に道の駅の感染症対策として、入口ドアを自動ドアに変更する事業費などとして、4,000千円の増額を計上しております。

4款の衛生費から、インフルエンザ予防接種費助成事業で不要になると見込まれる金額として、4,000千円を減額させていただいております。

12款には、繰上償還費5,982千円を計上させていただいております。これは、まちごと魅力化センター整備事業が事故繰越となったことに伴い、借入超過が発生した事が判明しました。財務事務所と協議の結果、この額を繰上償還する事になりましたので、その必要額を計上させていただきました。今後は、このような事が生じないよう、事務担当課と連絡をより一層密にとり、事前調査を行っていく事としております。申し訳ございません。

歳入につきましては、21款の地方債で新型コロナウイルス感染症関係の減収補てん債と地方消費税交付金分、たばこ税分、地方揮発油譲与税分、合わせて9,887千円の借入ができることになりましたので、その額を計上させていただきました。

18款の繰入金には、今回の補正予算の歳入歳出の調整として、財政調整基金繰入金25,700千円の取り崩しの取りやめを計上しております。

17ページをご覧ください。

繰越明許費として、新型コロナウイルス感染症対策事業や町道改良事業など、次年度へ繰り越す事が想定される事業について、2款の総務費から11款の災害復旧費まで、それぞれ事業ごとに計上させていただいております。

17ページ下段には、債務負担行為として複数年契約となる指定管理委託の関係をそれぞれの事業ごとに、6項目計上しております。

今回の補正予算に関連する地方債の状況と、基金の状況は18ページのとおりとなります。

今年度の地方債の総額は、減収補てん債も含めて631,981千円となります。基金の年度末残高は、2,057,053千円と見込んでおります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、「日程第11、議案第10号」について説明を求めます。  
番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健  
康福祉課長

「議案第10号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明させていただきます。

番外櫻本健  
康福祉課長

このたびの補正予算では、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ2,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ146,581千円とするものです。

5ページ目の資料で説明いたします。

今回の補正は、給付費の伸びにより負担金決算見込額が当初より増額したことに伴い、療養給付費負担金追加分として、後期高齢者医療広域連合納付金2,061千円を歳出に追加しております。同額を歳入に計上しておりますが、内訳は令和元年度療養給付費精算に伴う負担金返還額が2,675千円であり、事務費繰入金を614千円減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

次に、「日程第12、議案第11号」について説明を求めます。  
番外左田野総務財政課長。

番外左田野  
総務財政課  
長

「議案第11号、令和3年度川本町一般会計予算」について、説明いたします。

令和3年度一般会計の当初予算につきましては、次期総合計画兼総合戦略を意識する人口減少対策として取り組むべき事業について、重点的に予算計上を行ったところでございます。一般会計当初予算額は4,183,251千円となり、前年度と比較すると83,828千円、2%の増額となっております。

予算説明資料をご覧いただきたいと思っております。ピンク色の紙に赤のインデックスで11と見出しを付けて、予算説明資料と書いておりますが、それ以降が説明資料となります。

23ページをご覧ください。

増減の主な要因としましては、歳出では民生費では保育所入所児童数の増加による給付費23,811千円の増額や、障がい者自立支援給付費16,248千円の増額等で増額しております。

衛生費については、令和3年度にピークを迎える新可燃ごみ共同処理施設整備事業にかかる、邑智郡総合事務組合環境衛生課負担金45,815千円の増額や、新型コロナインフルエンザ接種事業12,986千円の増額等により増額しております。

農林水産業費の増額の主なものとしましては、防災重点ため池の整備事業11,000千円の増加等がございます。

商工費については、国の交付金を活用して実施する、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業所等への支援補助金20,000千円の皆増などによるものです。

土木費は減額となっておりますが、主なものとしましては、定住促進住宅整備事業費62,452千円の減額や町道中倉日向線の道路改良事業費41,186千円の減額等が主なものでございます。

<p>番外左田野 総務財政課 長</p>	<p>歳入につきましては、交付税につきましては、国勢調査による人口減少を考慮し25,911千円の減額を想定しております。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p>地方債につきましては、一覧にありますよう各事業の財源として借入を予定し、過疎ソフト、臨時財政対策債を含めた総額で582,538千円を計上しております。</p> <p>基金につきましては、総額で190,379千円の取崩を計上しており、年度末残高を1,877,359千円と見込んでおります。</p> <p>なお、詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会にてご説明申し上げます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「日程第13、議案第12号」から「日程第14、議案第13号」について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。</p>
<p>番外櫻本健 康福祉課長</p>	<p>「議案第12号、令和3年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」について説明させていただきます。</p> <p>まず、第1条において、令和3年度の国民健康保険事業特別会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ472,783千円としております。</p> <p>第2条において、一時借入金の最高限度額を100,000千円とし、第3条において歳出予算の流用について定めております。</p> <p>予算の概要ですが、予算総額は、前年度と比較して、21,460千円、約4%減となっております。増減の大きなものとして、まず、被保険者数の減少等により、一般療養給付費が対前年度35,000千円の減額となっております。県に納める納付金につきましては、対前年比4,942千円の増となっております。</p> <p>詳細につきましては、後ほど設置予定の、予算特別委員会で説明させていただきます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>々</p>	<p>続きまして、「議案第13号、令和3年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について説明させていただきます。</p> <p>令和3年度の後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ143,870千円としております。</p> <p>予算の概要ですが、予算総額は、前年度と比較して12千円増と、全体では、ほぼ前年度なみの規模となっておりますが、納付金については1,687千円増となっております。</p> <p>詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会で説明させていただきます。</p>

番外櫻本健  
康福祉課長  
議 長

ご審議のほどよろしく申し上げます。

次に、「日程第15、議案第14号」から「日程第16、議案第15号」について説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地  
域整備課長

それでは、「議案第14号、令和3年度川本町簡易水道事業特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ200,696千円でございます。対前年117.6%、30,066千円の増額となっております。

増額の主な要因は、委託料及び起債償還元金の増額に伴うものでございます。

詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会でご説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

々

続きまして、「議案第15号、令和3年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,434千円でございます。対前年123.7%、13,118千円の増額となっております。

増額の主な要因は、委託料及び工事請負費の増額に伴うものでございます。

詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会でご説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長

次に、「日程第17、議案第16号」から、「日程第18、議案第17号」について説明を求めます。番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上ま  
ちづくり推  
進課長

それでは、「議案第16号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」説明いたします。

川本町過疎地域自立促進計画につきまして、変更の必要が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

6ページの説明資料をご覧ください。

過疎計画に新たに追加する事業は、江津邑智消防組合の車輛導入に係る消防ポンプ自動車整備事業、特別養護老人ホーム「やすらぎ荘」の空調設備改修事業、建て替えに係る公立邑智病院整備事業の3事業でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

々

続きまして、「議案第17号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」説明いたします。

辺地に係る総合整備計画につきましては、変更の必要が生じたので、

<p>番外瀬上まちづくり推進課長</p>	<p>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>2ページの説明資料をご覧ください。</p> <p>笹畑・湯谷・三俣辺地の辺地計画に新たに追加する事業は、湯谷地区の弥山荘空調設備改修工事。事業費の変更となる事業は、三俣地区の大田邑智地区広域農道保全事業負担金、町道三島三谷線防災・減災事業でございます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、「日程第19、議案第18号」について説明を求めます。</p> <p>番外左田野総務財政課長。</p>
<p>番外左田野総務財政課長</p>	<p>「議案第18号、川本町集落集会所の指定管理者の指定について」、ご説明申し上げます。</p> <p>この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び川本町集落集会所の設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当該公の施設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>施設の名称及び指定管理者となる団体につきましては、別紙のとおりで、20施設、20団体となります。</p> <p>指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。</p> <p>選定理由は、記載にありますように、利用は地区住民が大半であり、これまでの管理運営の実績があることから施設の設置目的に沿った適切な管理が行えるとして、そういう理由からでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、「日程第20、議案第19号」から、「日程第21、議案第20号」について説明を求めます。番外湯浅産業振興課長。</p>
<p>番外湯浅産業振興課長</p>	<p>「議案第19号、三谷生活改善センターの指定管理者の指定について」、ご説明いたします。</p> <p>この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び生活改善センターの設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当該公の施設の管理を指定者に行わせることにしたので、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>施設の名称は、三谷生活改善センター。</p> <p>指定管理者となる団体名称は、湯谷自治会 会長 伊藤 友昭氏。</p> <p>指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。</p> <p>選定理由としましては、この施設の利用は地区住民が大半であり、これまでの管理運営の実績があることから施設の設置目的に沿った適切な管理が行えるからでございます。</p>

番外湯浅産  
業振興課長

々

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、「議案第20号、川本町穀類乾燥調製施設の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び川本町農業近代化施設の設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当該公の施設の管理を指定者に行わせることにしたので、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、川本町穀類乾燥調製施設。

指定管理者となる団体名称は、島根県農業協同組合 代表理事組合長 石川寿樹氏。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

選定理由としましては、指定管理者は、農業関連施設の管理運営に実績があり、施設の管理運営に必要な人材と知識を有し、利用者への安定したサービス提供の確保が図れるとともに、施設の効果的で効率的な管理運営が行えるものと考えられるからでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、「日程第22、議案第21号」から、「日程第25、議案第24号」について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健  
康福祉課長

「議案第21号、川本町地域福祉センターの指定管理者の指定について」、説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び川本町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当該公の施設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、同法第244条の2第6項の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は川本町地域福祉センターです。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人 川本町社会福祉協議会 会長 三上能人氏であります。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

選定理由については、別紙「川本町地域福祉センター及び川本町保健センターの指定管理者候補者の選定理由について」をご覧ください。

まず、1つ目として、設置管理の経緯を記載しております。

川本町地域福祉センターは、地域福祉の拠点施設として川本町保健センターとの合築施設により整備されております。いわゆる「すこやかセンター」です。平成4年8月から川本町社会福祉協議会による運営が開始されました。その後、指定管理者制度が導入され、平成18年4月以降は指定管理者として同協議会による運営がされており、現在の指定管理期間は令和3年3月3



番外櫻本健  
康福祉課長

1日までとなっております。

2つ目として、指定管理業務の内容ですが、ご覧のとおり地域福祉事業等に関する業務となっております。

裏面のページに候補者選定にあたって3点に整理しております。

1点目が、保健センター部分も含めて同一の指定管理者により管理されていること。

2点目が、地域福祉センター設置運営要綱に基づき、川本長社会福祉協議会が運営主体として整備されており、指定管理業務も同協議会の事業目的に沿っていること。

3点目が、指定管理者の指定手続きにおいて、平成31年の条例改正により特例として当該施設の性格、機能等により公募によらず選定することが可能となったこと。また、設置管理条例において再指定を妨げないとされていること。

以上の理由により、川本町社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定しております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

々

「議案第22号、川本町保健センターの指定管理者の指定について」、説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び川本町保健センターの設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当該公の施設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、同法第244条の2第6項の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、川本町保健センターです。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人 川本町社会福祉協議会 会長 三上 能人氏であります。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

選定理由につきましては、別紙「川本町地域福祉センター及び川本町保健センターの指定管理者候補者の選定理由について」をご覧ください。

まず、1点目に、設置管理の経緯を記載しております。

川本町保健センターは、保険事業推進施設として川本町地域福祉センターとの合築施設により整備され、平成4年8月から供用開始されております。平成23年4月からは、地域福祉センターと一体的に管理するため、川本町社会福祉協議会が指定管理者となり、今日に至っております。現在の指定管理期間は、令和3年3月31日までとなっております。

2点目に、指定管理業務の内容は、利用許可及び設備の維持管理業務となっております。

裏面のページになりますが、候補者選定にあたっては、①で記載しておりますが、地域福祉センターと同一の指定管理者により管理されており、先ほ

番外櫻本健  
康福祉課長

どの議案でご説明しました川本町地域福祉センター指定管理者候補者である川本町社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定するものです。  
以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

々

「議案第23号、川本町久座仁老人福祉センターの指定管理者の指定について」、説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び久座仁老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当該施設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、同法第244条の2第6項の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、川本町久座仁老人福祉センターです。

指定管理者となる団体の名称は、久座仁自治会 会長 高良 延寿<sup>こうらのぶとし</sup>氏であります。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

選定理由は、利用は地区住民が大半であり、これまでの管理運営の実績があることから施設の設置目的に沿った適切な管理が行えるものであります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

々

「議案第24号、川本町高齢者コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び川本町高齢者コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当該施設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、同法第244条の2第6項の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、川本町高齢者コミュニティセンターです。

指定管理者となる団体の名称は、谷自治会 会長 桑本 修輔<sup>くわもとしゅうすけ</sup>氏であります。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

選定理由は、利用は地区住民が大半であり、これまでの管理運営の実績があることから、施設の設置目的に沿った適切な管理が行えるものであります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

次に、「日程第26、議案第25号」から、「日程第27、議案第26号」について説明を求めます。番外坂根教育課長。

番外坂根教  
育課長

「議案第25号、川本公園管理棟の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

当該施設は、本年度末で指定管理期間が終了いたします。よって、地方自治法及び川本町都市公園条例の規定により、当該公の施設の管理を指定管理

番外坂根教育課長 者に行わせることにしましたので、議会の議決を求めるものでございます。  
施設の名称は、川本公園管理棟。  
指定管理者となる団体の名称は、三島自治会 自治会長 笠岡 清隆。  
指定する期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。  
選定理由といたしまして、当該施設は一般利用者以外に三島自治会が自治会活動として利用していることや、これまでの管理運営を委託した経緯があることから、施設の設置目的に沿った適切な管理を行うことができると判断いたしました。  
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

々 続いて、「議案第26号、川本町集会所の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。  
この施設も、本年度末で指定管理期間が終了いたします。よって、地方自治法及び川本町集会所の設置及び管理に関する条例の規定により、当該公の施設の管理を指定管理者に行わせることにしましたので、議会の議決を求めるものでございます。  
施設の名称及び指定管理者となる団体につきまして、谷戸集会所は、谷戸自治会 自治会長 大久保 道長。  
天神町集会所は、天神町自治会 会長 高木 豊弘。  
指定期間は、いずれも令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。  
選定理由といたしまして、この施設の利用は地区住民が大半であり、これまでの管理運営の実績があることから、施設の設置目的に沿った適切な管理を行うことができると判断したものでございます。  
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、「日程第28、議案第27号」について説明を求めます。  
番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 「議案第27号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明いたします。  
本議案は、令和2年3月16日契約に係る「令和元年度 社会資本整備総合交付金事業 町道三原古市線第4工区道路改良工事」について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。  
今回は、契約金額の変更でございます。  
現契約額は、77,314,600円。変更後の額は、84,426,100円。差し引き、7,111,500円の増額でございます。  
契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字谷戸2908番地7、株式会

番外伊藤地  
域整備課長

社江ノ川開発 代表取締役 山口嘉夫氏でございます。

なお、工事完成期日は、令和3年3月31日でございます。

主な変更理由につきましては、田窪残土処理場の木谷川への法面・土砂流出対策工事及び南佐木残土処理場の大型水路への法面土砂流出対策工事に係る費用の増額でございます。

この工事に係る金額が確定しましたので、契約金額の変更をするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長

以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

これより全体審議、質疑を行います。

これより全員協議会に切り替えます。

(午前11時13分)

(全員協議会に切り替える～議案第4号から議案第27号までを審議・質疑)

々

「議案第4号」から「議案第27号」までの質疑を行います。各会計の当初予算議案の「第11号」から「第15号」までの5議案は、後ほど設置していただきます予算特別委員会で審議・質疑を行っていただきますので、この場での質疑は除きます。

々

それでは、「議案第4号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第5号、川本町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々

質疑はありませんか。5番木村議員。

5番  
木村議員

説明いただいた分の、これの工事費の事に移転の変更負担金を加入者負担するという提案でございますが、結論から言ったらもっと詳細にお願いしたいという事があります。これまでの工事費とそれから提案されているパターン、いろいろありますけど、その詳細について分からないという事であります。それもやはり町民に分かるように図面化したものを今後、提案されるかどうかというのが1点。それから2点目は、同様なのがお隣の美郷町では2万円を上限負担というふうになっております。それと、これまでに行われ

5 番  
木村議員 　　た移転工事、年間何件ぐらいあったのか、そういう詳細について、これの該当する42,982円相当する該当する件数について、お願いします。以上です。

議 長 　　　　番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上ま  
ちづくり推  
進課長 　　　　まず最初の質問でございます。工事の内容につきまして、パターンが分かりづらいという事でございます。最初の屋内移設42,982円についてでございますが、これにつきましては、例えばV-ONUというボックスがございますけども、そのものが例えば或る部屋に置いてあったと。今、工事をして入っているとするんですが、そのものの位置を例えば寝室に変更したいという事で、まるっきり別の部屋に移動するというような時につきましては、こういった工事費が多額に掛かるというところでございます。2番目の光インドアケーブル移設というものにつきましては、部屋の設置をした場所につきましては変わらないわけですが、設置する場所をちょっと変更したいので距離が延びるといったところのものが、この工事の該当となります。それで簡易工事につきましては、それ以外のところというところのものとでございます。よって、主には道具とか工事をしていただく方の出張とか人件費といったものも、ここに入っているというところでございます。それからご質問いただいた美郷町の件でございますが、美郷町につきましては調べましたら、2万円までにつきましては全額加入者が支払うんだと。2万円を超えるものについてはその部分を町が支払うというような規定にしておられるところです。川本町のように光ケーブル等そういったものが一緒に入っているパターンというのは、近隣では美郷町ぐらいしかございませんでした。他の自治体は形がちょっと違う形でございますけども、概ね実費を取って、邑南町あたりも実費を全額取っておられるというようなところもあるところでございます。それから件数でございます。実際に年間に1件ないし2件ぐらいしか、このものには該当するものがございませんでした。たいして件数はないわけなんでございますが、考え方としては水道施設と同じようなものとでございますけれども、メーターまでは町の方がやるけれども、それ以降につきましては、この場合については本人の都合でございます。例えば災害とかで動かさなくてはならないというような事については、当然、町が全額を負担するわけなんですけれども、本人さんが都合によってこの位置をここに動かしたいといったものについては、全額を払っていただきたいというところが、今回の変更の主旨でございます。以上です。

議 長 　　　　よろしいですか。5番木村議員。

5 番  
木村議員 　　　　今、言われた邑南町はケーブルテレビですからね。ぜんぜん違いますよ。言われることが。それと、同様な隠岐の島の関係についてもですね、ネット

5 番  
木村議員 　　で視ると可成り詳細に分かれております。ですので、そういうところを再度検討していただいて、年間に1件だけかも分かりませんが、やはり金額的にも可成り太いですし、それから言われたようなボックス等の切り縮め等の関係とかありますので、切り縮め等についてどうなのかなと、延長だけなのか、切り縮めについてはどうなのかいいう事があるかと思っておりますので、それなりにNTT関連からそれなりの情報を受け取っていらっしゃると思っておりますので、町民に分かり易いように図面を提供していく事をお願いします。

議 長 　　番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上ま  
ちづくり推  
進課長 　　木村議員のご指摘ありがとうございました。丁寧に説明していくという事は当然だと思っておりますので、今後については対応をを検討してまいりたいと思っております。

議 長 　　他によろしいですか。ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 　　次に、「議案第6号、川本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 　　質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 　　次に、「議案第7号、川本町高齢者・若者活性化施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」の質疑を行います。

々 　　質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 　　次に、「議案第8号、川本町民体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 　　質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長 　　次に、「議案第9号、令和2年度川本町一般会計補正予算（第10号）」

議 長	の質疑を行います。
々	質疑はありませんか。 4 番本山議員。
4 番 本山議員	失礼します。明許繰越の関係なんですけれども、I P 告知端末テレビ電話機能拡張事業ですけれども、先般のお話ではシステム構築が10月19日に契約をして、機器購入が12月10日契約というふうな感じになっていたと思うんですけれども、何が原因で遅れているのか、そのところをお聞かせ下さい。
議 長	番外瀬上まちづくり推進課長。
番外瀬上ま ちづくり推 進課長 議 長	この繰越についてですが、100台購入するということで、台数が全て現時点揃わないという事で、繰越をさせていただくということでございます。  よろしいですか。はい、4 番本山議員。
4 番 本山議員	これは台数が揃わないというのは、契約の時点で機器購入が12月10日契約という事になっていたんですけれども、それは分かっていたことなんですか。
議 長	番外まちづくり推進課長。
番外瀬上ま ちづくり推 進課長	このものにつきましては、特種なもので出来上がったものを購入するという事ではございませんでしたので、そこから製造をお願いして作ってもらうというところがございました。あといろいろとむこうの方も関係がございまして、予定よりも遅れているというところで、100台全てが年度内に入らないという事で繰越をさせていただきたいという事でございます。
議 長	はい、4 番本山議員。
4 番 本山議員 議 長	今の進捗状況は、どの程度なんでしょう。  番外瀬上まちづくり推進課長。
番外瀬上ま ちづくり推 進課長 議 長	いちおう業者の方にもお願いをして、100台揃わなくても入れていきたいという事は話しをしております、いう事で年度内には30台ぐらいは入れられるんじゃないかという事を伺っているところでございます。  他にありますか。5 番木村議員。

5番  
木村議員 今の情報の関係なんですが、加藤病院さんと含めてのテレビ電話の関係ぐ  
らいしかありませんが、町長も言われました施政方針の中での今の告知放送  
等の関係なんですけど、ひとつとして今2チャンネルが臨時放送じゃなく、  
なんですかね試験放送されておりますよね。この試験放送はどういうふう  
にお使いになられるのか、そういう町長のライブ等でも送られるのかと。それ  
に先般、昨年もありましたけどコロナの関係で給付等の関係について、そう  
いう学校等の関係について、そういうふうな情報等の関係についても関係さ  
れるんでしょうか。ちょっと違うかも分かりませんが。

議 長 この質問、これと関係ありませんので。  
（「はい」の声あり）

々 他にありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第10号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第3号）」の質疑を行います。

々 これについての質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第16号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」  
の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第17号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」の  
質疑を行います。

々 質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第18号、川本町集落集会所の指定管理者の指定について」  
の質疑を行います。



- 議 長 質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第19号、三谷生活改善センターの指定管理者の指定について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第20号、川本町穀類乾燥調製施設の指定管理者の指定について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第21号、川本町地域福祉センターの指定管理者の指定について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第22号、川本町保健センターの指定管理者の指定について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第23号、川本町久座仁老人福祉センターの指定管理者の指定について」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 次に、「議案第24号、川本町高齢者コミュニティセンターの指定管理者

議 長 〃の指定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。  
3 番圓山議員。

3 番 高齢者コミュニティセンターの谷のところの高手のところにある分だと思  
圓山議員 うんですけども・・・  
（「朝霧館」議長の声）  
あつ朝霧館、分かりました。すみません。

議 長 はい。  
他にありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第 2 5 号、川本公園管理棟の指定管理者の指定について」の  
質疑を行います。

々 質疑はありませんか。  
7 番植田議員。

7 番 あの質疑じゃないですが、自治会ですから。自治会長って言わなくても会  
植田議員 長です。文言は正しくお願いします。教育委員会ですからね。最終日までに  
「自治」を消してください。皆さんのところの「自治」を貼って。

議 長 よろしいですか。答弁されますか。良いですか。  
番外坂根教育課長。

番外坂根教 資料の方、たいへん失礼いたしました。お手元の資料の方、後ほど修正を  
育課長 させていただきますと思います。よろしく願いいたします。

議 長 次に、「議案第 2 6 号、川本町集会所の指定管理者の指定について」の質  
疑を行います。

々 質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長 次に、「議案第 2 7 号、工事請負変更契約の締結について」の質疑を行

議 長 ます。

々 質疑はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 以上をもって、全体審議、質疑を終了いたします。  
 (午前11時29分)

々 これより会議を再開いたします。 (午前11時30分)

々 ここで、宇山教育長、ご退席をお願いいたします。  
 (宇山教育長議場より退席)

議 長 それでは、「日程第29、議案第28号、教育委員会教育長の任命について」の件を議題といたします。

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外野坂町長。

番外 野坂町長 「議案第28号、教育委員会教育長の任命について」。  
 下記の者を教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。  
 記。住所、島根県邑智郡川本町大字川本608番地1。氏名、宇山 廣繁。  
 生年月日、昭和38年10月29日生まれ。  
 以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。

々 質疑はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。



